

主権者教育とは何か～日本国憲法の視点から～

《平和・人権・民主主義の教育の危機に立ち上がる会 活動再開記念集会》

今年6月の公職選挙法改正により、選挙権年齢が18歳に引き下げられました。新たに有権者となる18、19歳の約240万人は、来年夏の参院選から一票を投ずることとなります。昨年には既に、憲法改正の際の国民投票権年齢を18歳以上とする改正が成立しています。

選挙権年齢引下げを受け、文部科学省と総務省は「主権者教育」用の副教材「私たちが拓く日本の未来」を作成し、年末までに全高校生に配布する予定です。一方、文部科学省は、高校生の政治活動を全面的に禁止した昭和44年の通知を一部見直し、10月29日、全国の高等学校に新たな通知（裏面参照）を出しました。

わたしたちは、主権者教育とは、単に高校生のため・選挙権のためだけでなく小学生から学びの根底におくべきものと考えています。そうした視点で、主権者としての力とは？政治的中立とは？など、平和で民主的な社会の市民育成と参政権行使に関し、日本国憲法を通して考えて行きたいと思えます。

日時 2015年12月6日(日)10～13時

会場 専修大学神田校舎7号館(大学院棟 731教室) 裏面アクセス図

(なお、日曜日は大通り側に面した入口はあいておりませんのでご注意ください)

プログラム

受付開始	9時30分	
開会挨拶	10時	嶺井正也(専修大学教授)
問題提起	10時15分	「18歳選挙権と主権者教育、主権者教育権論」 石川多加子(金沢大学准教授)
シンポジウム	11時	
	コーディネーター	長谷川孝(教育評論家・元毎日新聞編集委員)
	シンポジスト	和田真也(中学校教諭) / 中村直樹(高等学校教諭) 石井小夜子(弁護士)
閉会	12時30分	

【司会 矢吹芳洋(専修大学教授)】

【参加費 500円】

主催：平和・人権・民主主義の教育の危機に立ち上がる会

❖連絡先 石川多加子 ishikawa@ed.kanazawa-u.ac.jp

石井法律事務所 03-5553-0841

文科省:2015/10/29 通知のポイント

高校生の政治活動、選挙運動に関する 文科省通知のポイント	
【校内】	
授業、生徒会活動や部活動	禁止
放課後や休日	制限または禁止
【校外】	
家庭の理解の下、生徒が判断して行う	
違法、暴力的なもの	制限または禁止
学業や生活に支障	必要かつ合理的な範囲内で制限または禁止などの指導
教員の留意点	
個人的な主義主張を述べず、公正かつ中立な立場で指導	
現実の政治を素材に模擬選挙多模擬議会などを実践。特定政党を支持しない	

会場へのアクセス

専修大学神田校舎大学院棟 (〒101-8425 東京都千代田区神田神保町 3-8)

(大学院棟：日曜日は大通り側に面した入口はあいておりませんのでご注意ください)



水道橋駅 (JR) 西口より徒歩7分

九段下駅 (地下鉄/東西線、都営新宿線、半蔵門線) 出口5より徒歩3分

神保町駅 (地下鉄/都営三田線、都営新宿線、半蔵門線) 出口A2より徒歩3分